



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

795	一般競争入札による落札者の決定	(広報課).....	1
796	特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任	(市町村課).....	2
797	特別保護地区の指定予定の通知	(環境生活総務課).....	2
798	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
799	〃	( 〃 ).....	3
800	〃	( 〃 ).....	3
801	〃	( 〃 ).....	4
802	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	4
803	〃	( 〃 ).....	4
804	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
805	公共測量の終了	( 〃 ).....	5
806	〃	( 〃 ).....	5

### ○ 公安委員会告示

30	遊泳区域の指定	.....	5
----	---------	-------	---

### ○ 選挙管理委員会告示

52	和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	.....	6
----	---	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第795号

平成29年度和歌山県CMS構築業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成29年度和歌山県CMS構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県知事室広報課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成29年5月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ソフトバンク・テクノロジー株式会社  
東京都新宿区新宿六丁目27番30号

- 5 落札金額  
23,641,200円(うち消費税及び地方消費税の額1,751,200円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年4月11日

#### 和歌山県告示第796号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第49条第1項の規定により、平成29年6月19日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

なお、本県の執行機関から地方公共団体情報システム機構への特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任も含む。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県告示第797号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

##### 1 特別保護地区の名称

五百原鳥獣保護区特別保護地区

##### 2 特別保護地区の区域

田辺市龍神村龍神護摩壇山頂上(標高1,372メートル)を起点とし、奈良県との県界を東進し、耳取山頂上(標高1,363メートル)を経て更に南東に進み下コウラ谷稜線の天然林・人口界林に至り、同境界稜線を五百原谷に降り、谷沿いを北上し笹谷口出合に至り、同所から稜線を南南西に上り高野龍神スカイラインの下約100メートルの地点に至り、同所から同幅を保ちながら同道路沿いに進み戸珍堂谷の天然林・人工界林に至り、同境界を南西に上り、ハイキングコースの三角点(標高1,304.2メートル)に至り、同所から同ハイキングコースを北東に進み高野龍神スカイラインを経て稜線を更に北東に上り起点に至る線に囲まれた区域

##### 3 特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日までの10年間

##### 4 特別保護地区の保護に関する指針の案

###### (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

###### (2) 特別保護地区の指定目的

五百原鳥獣保護区は、田辺市龍神村と奈良県境にある護摩壇山の南斜面に位置し、ブナやミズナラなどの落葉広葉樹を中心とした豊かな森林地帯である。このような森林の内部では下部植生も発達しており、オオアカゲラやコルリといった希少種やツキノワグマ、ニホンカモシカなど多種の鳥獣が生息する。

特に当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区は、ブナやミズナラ、モミ、ツガなどの大木が多く見

られ、原始的な自然が数多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

鳥獣保護管理員及び田辺市と連携し、定期的に巡視を実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育の場の確保に努める。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成29年6月28日から同年7月11日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

---

**和歌山県告示第798号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡広川町大字上中野字馬上205の1（次の図に示す部分に限る。）、205の6、205の7
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第799号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町佐田字定庄谷東平ラ1103の15
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

---

**和歌山県告示第800号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町一雨字北山谷440の2、446の2、明神字池田385の2、字柳川谷470の2、川口字船戸470の3、月野瀬字岩井谷995の2、996の2、997の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

## 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第801号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町古田字市谷359の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第802号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第803号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第804号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき岩出市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（総合計画）
- 2 作業期間 平成29年6月24日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

### 和歌山県告示第805号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通大臣から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（国土調査補助基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年5月9日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市

### 和歌山県告示第806号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年6月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成28年11月2日から平成29年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部（総延長12.3km）

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第30号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成29年6月27日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成29年7月1日から同年8月31日まで
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上

和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺市扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
里野海水浴場	西牟婁郡すさみ町里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地(字大長井)地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成29年7月3日から同年8月21日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

平成29年5月14日執行の和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年6月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年5月14日執行 和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,965,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上山 寿示	所属党派	無所属	期間 4月23日から 5月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	上野山 貴晴				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	270,000 円	
小川 安彦	会社役員	180,000 円	家屋費	80,000 円	
上山 敦示	自営業	80,000 円	選挙事務所費	80,000 円	
			集会会場費	円	
			通信費	円	
			交通費	円	
			印刷費	334,800 円	
			広告費	240,000 円	

その他の寄附	件	円	文具費	9,987 円
その他の収入		600,000 円	食糧費	105,370 円
今回計		860,000 円	宿泊費	円
前回計		円	雑費	7,058 円
総計		860,000 円	今回計	1,047,215 円
			前回計	円
			総計	1,047,215 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	
ビラの作成	
ポスターの作成	270,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
計	270,000円

報告書受理年月日	平成29年5月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	玉木 久登	所属党派	無所属	期間	5月1日から	第1回分
出納責任者氏名	玉木 智弘				5月26日まで	

収入			支出		
主たる寄附	(職業)	(寄附額)	人件費	950,000 円	
(氏名・団体名)		円	家屋費	190,200 円	
			選挙事務所費	190,200 円	
			集会会場費	円	
その他の寄附	件	円	通信費	5,668 円	
その他の収入		2,300,000 円	交通費	円	
今回計		2,300,000 円	印刷費	959,564 円	
前回計		円	広告費	548,956 円	
総計		2,300,000 円	文具費	円	
			食糧費	195,365 円	
			宿泊費	円	
			雑費	540 円	
			今回計	2,850,293 円	
			前回計	円	
			総計	2,850,293 円	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	
ビラの作成	
ポスターの作成	749,700円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
計	749,700円

報告書受理年月日	平成29年5月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	玉木 久登	所属党派	無所属	期間	5月29日から	第2回分
出納責任者氏名	玉木 智弘				6月3日まで	

収入			支出		
主たる寄附	(職業)	(寄附額)	人件費	円	
(氏名・団体名)		円	家屋費	円	
			選挙事務所費	円	
			集会会場費	円	

その他の寄附	件	円	通信費	円
その他の収入		円	交通費	円
今回計		円	印刷費	円
前回計	2,300,000	円	広告費	円
総計	2,300,000	円	文具費	円
			食糧費	円
			休泊費	円
			雑費	6,079 円
			今回計	6,079 円
			前回計	2,850,293 円
			総計	2,856,372 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	749,700円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	749,700円

報告書受理年月日	平成29年6月6日	第2回報告分
----------	-----------	--------